

評価細目の第三者評価結果

(放課後児童クラブ)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	第三者評価結果	コメント
I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念・基本方針として規定された物はないが、利用者が参加して開催される年次定期総会の資料に「活動方針」として明示された内容があるので、当施設ではその内容を持って理念・基本方針と見なす。依って、入会した利用者には総会毎に周知が図られているが、パンフレットが策定されていない為、利用希望者に対し提示できる配布物等はない。活動方針は、職員の行動規範としても引用されており、自主運営の組織として利用者との協力関係を重視したくない様となっている。

I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	川島町や子育て支援会議で把握・分析している地域の福祉計画の動向や新児童数の推移等のデータを受け、施設が位置する地域での特徴や変化を捉え、経営環境や課題を把握し分析している。コロナの影響は児童の出欠に顕著に現れる為、経営的にも大きな課題である。
I-2-1(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	会長・副会長・会計等が保護者会総会毎に具体的な経営課題等をまとめており、予算申請を町に対して行い承認されれば実行されている。コロナ禍による学校閉鎖等が長期になった事もあり、収支的に非常に厳しい時期があった。

I-3 事業計画の策定

I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	設備や建物の増築を主体に中期的な要望書を策定し、年度毎に町の審査を受け承認された物は実行されると言う中期予算計画の展開がされている。具体的にはトイレの改修・畳部屋の増築・駐車場の改善等、年度毎に評価(実行済)・見直し(次年度以降)の吟味が行われている。
I-3-1(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	今回の評価では中期計画を設備・増改築計画に絞った形で捉えた為、本来の単年度の全体的な事業計画に付き確認を行うと、「行事計画」と「事業計画」との混同はあるが、「活動方針」として本年度の目指すところがまとめられている。本来の事業計画ではないが、年度毎に策定されている。只、所謂PDCAの展開には至っていない。
I-3-1(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-1(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	会長作成の「活動方針」を事業計画として評価を進めるが、職員の策定への関与や達成度のチェック・評価・見直しと云った確認はされておらず、年1回開催される保護者会総会で総会資料として配布・説明するに留まる。この点は今後のPDCAの展開を明確にして行く必要があると思われる。
I-3-1(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	会長作成の「活動方針」を事業計画としてみなし、評価を進める。年1回開催される保護者会総会で総会資料として配布・説明されているが、事業計画としてではない為、利用者等の参加を促す観点からの周知、説明の工夫とは言えない。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-1(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	日々の改善を進める為にチェックリストを作成し、実施した実績の中から評価し完了した物は除くと云うPDCAの展開が変則的ではあるが実施されている。第三者評価は今回が初受審、自己評価は実施されていない為、評価結果の分析・検討もされていない。
I-4-1(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	自己評価や第三者評価の評価結果がない為、そこから得られる課題の明確化や改善計画の策定・実施・評価・見直しと云ったPDCAの展開はされていない。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-1(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-1(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	管理者は経営・管理に関する方針と取組等を明示してはならず、広報誌等に所信表明を行うといった事も無い。又、職務分掌も策定されていない。これは中心となる3名の方々のチームワークでカバーされている部分が多く、明文化されていない内容が多いが、災害時の権限委任等は明確に確認されている。
II-1-1(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	関係する法令に関わる研修等に参加し、遵守する様、対応している。町からも関連法令の新設・改訂等があった場合は、都度案内がされる。子供達は外遊びで表にいる機会も多いので、特に光化学スモッグ注意報等には注意している。又、職員に対しても法令の追加・変更情報は周知されている。

評価結果詳細(川島町学童保育かっぱくらぶ)

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	第三者評価結果	コメント
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	管理者は質の向上に関しての改善計画は策定していない為、定期的・継続的に評価・分析は行っていない。改善課題は日々の支援の中から把握され、都度改善が行われている。組織的に改善テーマ毎に人を配置して改善活動を進めている。少人数体制の為、日々のコミュニケーションから課題の共有化を図り取組んでいる。職員の適性を視て放課後児童支援員の資格取得に関して推奨している。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	管理者は人事、労務、財務等に関して、毎月の報告としてまとめ、その中での課題に付いては内部で共有している。職員の基本シフトは決められているが、その日の調子や都合で直近での調整にも応じている。少人数体制の為、日々のコミュニケーションから各種問題点・課題の共有化を図り、予算立て内で決算できる様、取組んでいる。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	支援員勤務規定に人員体制に関する基本的な考え方や期待される職員像が表明されている。資格に付いては、放課後児童支援員の資格を取得する様、全員に推奨されており、取得に向けた育成がされている。福祉人材の確保に付いては、町やハローワーク・紹介・推薦等を受けて、補充を主体に推進している
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	期待される職員像は支援員勤務規定に人員体制に関する基本的な考え方とともに表明されている。基本的には1年に1段階ずつ上がる年功序列に従い、給与が決まっている。その他、昇給の特別措置も多少あるが、評価体系が形成されている訳ではなく、職員が、自ら将来の姿を描く事ができる様な総合的な仕組み作りが出来ている訳でもない。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	職員の労務管理データは、町への報告業務となっている為、就業状況として月次毎にまとめられ把握している。職員のメンタルヘルスや悩み相談窓口を設置する等の対応は行われていない。福利厚生に関する展開はされていない。ワークライフバランスの取組に付いて、職員のシフトは職員の希望を優先した形で苦勞しながら決めている。又、年休は1時間単位に取得できる様になっている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	目標管理の体制は構築されていない。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c	基本方針や計画の中には、「期待する職員像」や組織が職員に必要なとされる専門技術や専門資格の明示はされていない。教育・研修計画も策定されていない。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	個別の職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況等は把握されているが、研修計画は策定されておらず、職員一人ひとりが、平等に教育・研修の場に参加できる様な配慮はされていない。又、作業マニュアルや手順等、標準的な実施方法は策定されていない為、適切にOJTは実施されていない。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	現在までの所、学校等より実習生の受入れ要望等は出されていない為、実習生受入れのマニュアルやプログラムは策定されておらず、実習生の受入れの準備はされていない。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	地域の催し物等に参加したり老人施設を慰問したりした際に、地域に対し存在意義や役割等、施設を周知して貰う活動を行っている。ホームページ等の活用により、法人・福祉施設・事業所の理念や基本方針・提供する福祉サービスの内容・事業計画・事業報告・予算・決算情報等は公開されていない。又、苦情/相談の解決の仕組等は策定されていない。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	施設として事務・経理・取引等に関するルール(経理規程や事務管理規程・文書管理規程等)は策定されていない。運営委員会による内部監査は行われている。又、税理士や公認会計士による外部監査や、それに伴う経営改善のアドバイス等は行われていない。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域の各種情報や催し物に付いて、掲示板で利用者に情報提供している。又、七夕や保護者部会の催し・老人施設への慰問等に積極的に参加し、地域の人々との交流を図っている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアに関しては、マニュアルの整備や受入れの基本姿勢を明文化する様な事は行われていないが、受入れは中学生の職場体験は受入れている。

評価結果詳細(川島町学童保育かっぱくらぶ)

II-4-4(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	第三者評価結果	コメント
II-4-4(2)-1 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	当該地域の関係機関・団体に付いてリスト化されているが、職員全員には周知されていない。放課後学童クラブの集まりに於いて、共通の問題に対して解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子供への対応について、要保護児童対策地域協議会への参画・児童相談所等関係機関との連携が図られている。
II-4-4(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-4(3)-1 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c	地域の関係機関との連携や住民との交流から地域の福祉ニーズを捉える為の活動等は行われていない。
II-4-4(3)-2 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	c	地域の関係機関との連携や住民との交流から地域の福祉ニーズを捉える為の活動等は行われていない。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-1(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-1(1)-1 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	c	理念・基本方針が明文化されていない為、利用者を尊重した福祉サービスの実施や職員の行動規範・倫理規程等が確認出来ない。人権への配慮や相互の尊重等に付いても、実際の支援の中では行われている事ではあるが、どれも明文化された物は確認出来ない。
III-1-1(1)-2 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	c	プライバシー保護と個人情報保護の違いの理解がされていない為、プライバシー保護に関する対応はマニュアル化や設備的な対応を含め、確認出来ない。
III-1-1(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
III-1-1(2)-1 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	理念・基本方針や実施するサービスの内容・事業所の特性等を紹介した資料等の作成は行われておらず、公共施設等の多くの人が入手できる場所には置かれていない。利用希望者に対しては、説明用資料を用い説明会を行っている。コロナ前は、見学・体験入所・一日利用等の希望に対応していた。
III-1-1(2)-2 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入所時に内容の説明と併せ確認書の提出をお願いしており、利用者の自己決定を尊重している。説明に当たっては利用者総会資料等を元に説明し、説明会後の質問を受ける等を行い不明な点を解消できる様、配慮している。意思決定が困難な利用者や、新1年生に付いては、個別の児童シートを入所時に提出して貰い、個別のニーズや事情を把握した上で支援を行っており、保護者との情報交換も密に行っている。
III-1-1(2)-3 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。		評価対象外
III-1-1(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-1(3)-1 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	職員も出席して年7回行われている保護者会で満足度調査が行なわれており、そこから出たニーズとしてピアノ・ドラム・PCプログラム作成等子どもの満足度を高めるメニューを追加している。利用者満足に関する調査は行なわれているが、結果の分析検討等は行われていない。
III-1-1(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-1(4)-1 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c	苦情解決の仕組みは策定されていない。
III-1-1(4)-2 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	相談や要望を受け付ける、記録する仕組みは準備されていないが、相談するスペースは確保されている。学校との関係の相談等にも対応している。
III-1-1(4)-3 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすい様に配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めているが、意見箱の設置や対応マニュアルの策定・見直し等は行われていない。
III-1-1(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
III-1-1(5)-1 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c	リスクマネジメントに関する対応は、マニュアルの策定・実施・周知やヒヤリハット事例の収集/発生要因分析/改善策の検討・実施/定期的な確認等々、諸々の文書化が行われていない。子供達の安全・安心の確保は人権の擁護と並び、対応しなければならない重要な要素とされているので、対応が急がれる。
III-1-1(5)-2 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	利用者の安全・安心に於いて、リスクマネジメントと併せ、現在重要とされている感染症への対応に付き、責任体制・マニュアルの整備・職員研修等に於いて対応が不十分と感じる。予防策の徹底や発生時の対応に付いては適切に行われている。

評価結果詳細(川島町学童保育かっぱくらぶ)

	第三者評価結果	コメント	
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	災害時の対応に付き、やはりマニュアルは策定されておらず、BCPの検討も確認出来ない。利用者の安全確保の為に最低限決めておかねばならないと思われる内容であるので、喫緊の課題と感じる。備蓄はおやつとして3日～1週間分を確保しているが、飲料水は蓄えておらず今後の課題である。	39

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	c	標準的な実施方法として作業手順やマニュアルは策定されていない。	40
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c	標準的な実施方法として作業手順やマニュアルは策定されていない。	41
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。	c	個別支援計画は策定されていない。	42
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	c	個別支援計画は策定されていない。	43
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	c	個別支援計画は策定されていない。	44
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	個別に確認出来る財務情報等を含んだ書面に付いては、文書管理の規程は策定されているが、個人情報保護規程は策定されていない。職員に対し、個人情報保護に関する教育や研修は行われていない。利用者や家族にも説明等はされていない。	45

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 育成支援

A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備			
A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	a	子供達が楽しく過ごせる工夫として、玩具の充実やピアノ・ドラム・ギター・パソコンを自由に使える環境を整え、図鑑・漫画等、図書も充実している。又、異年齢との遊びを積極的に勧めている。静養できるスペースとして、畳の場所を増やしたりベッドの確保を行っている。自習等の学習活動ができる環境も整えている。	1
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援			
A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	a	新入学児の受け入れは学校が始る前から開始し、少しでもなれた状態で入学を迎えられる様、配慮している。日々の子どもの様子は、「おかえり」(広報誌)で伝達する他、面談等ででも伝える様になっている。保護者参加型の児童クラブであるので、子どもに関してのコミュニケーションを心掛けている。通う事に付いて、何か問題があれば速やかに察知できる様、配慮している。	2
A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	a	月次の計画を前月出して貰い、変更があれば連絡を貰うと云う方式で出欠席を管理しており、有事の際の安否確認の元データとしても有用している。当日の変更については、常時確認し問題のない様、配慮している。もし来ていない場合は、学校や同クラスの子どもからも情報を得て、所在を確実に確認している。	3
A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a	子どもが自分の所在を書き留める・連絡すると云う事はして貰うが、員数確認や所在の確認は職員がする様になっている。基本的には宿題・外遊び・おやつ等、時間で分かり易く区切りを作っている。集団の中で何をやるのか等、その時間内では自由に何をやっても良い様に配慮している。保護者にも時間の区切りを説明し理解を得ている。長期休みとなる期間には、長時間クラブを利用する児童が多くなる為、過ごし方や活動の工夫及び配慮を	4
A-1-(3)-② 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a	学童に来る事で生活が規則正しくなり、持ち物の管理や整理整頓・手洗い・うがい・衣服の着脱等、基本的な生活習慣が身につく事を子供達が理解できる様、説明している。集団生活を維持する為、年長者が年少者の面倒を見る等、活動を分担・協力出来る様、指導している。中々なじめない子どもには、個別に援助する様になっている。	5
A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	a	支援単位は、異年齢交流を基本として人数に併せた構成としている。滞在時間中は何をやるかは自由に決められる様になっている。一人ひとりの子どもの普段の健康状態や心身の状態についての特徴を把握し、放課後児童支援員等の間でその情報を共有している。体調の変化等に目を配り、適宜対応できる様にして	6

評価結果詳細(川島町学童保育かっぱくらぶ)

	第三者評価結果	コメント	
A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	a	子ども同士の喧嘩の仲裁は、両者の言い分を聞いて両者が納得して仲直りできる様になるまで、援助している。いじめられていると感じてしまう子どももいるので、これも互いの言い分を聞いた上で解決策を考える様になっている。問題が起きたときには早期対応に努め、保護者や関係機関と連携を取りながら適切に対応するよう努めている。	7
A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a	子どもの家庭環境も理解した上で、子ども同士の関係に配慮し子どもの意見を尊重している。子どもとの相性もあるが、子どもが支援員を選んで相談出来る様、配慮している。イベントにおいては、子供達の自発的な意見を尊重し、意見がなければ提案すると云った配慮をしている。子どもにイベントの企画から任せる様な場合は、段取りの説明程度に留め自発的な発想で行える様、配慮している。	8
A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a	障害のある子どもについては、同じ小学校の児童のみを受入れているので子供達には周知されている。基本的には、提出書類が揃い準備するものが整い、費用負担が可能であれば受入れに条件はない。障害のある子どもの、個々の状況に応じた施設設備や育成支援の内容、職員体制等の環境の整備に関する配慮等を行っている。	9
A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a	障害のある子どもについては、同じ小学校の児童のみを受入れているので子供達には周知されている。基本的には、提出書類が揃い準備するものが整い、費用負担が可能であれば受入れに条件はない。障害のある子どもの、個々の状況に応じた施設設備や育成支援の内容、職員体制等の環境の整備に関する配慮等を行っている。	10
A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a	放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者・小学校・町・関係機関と情報交換を行い、連携している。児童虐待の疑いのある事例を発見した場合は、町の子育て支援課から児相に連携するルートが決められており、要保護児童対策地域協議会及び関係機関の構成員となるなど、関係機関と連携、協力できる体制を構築している。	11
A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供			
A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a	アレルギーに配慮し手作りの物も含め、子供達には楽しみにして貰える様な案内や内容の工夫をしている。支援単位毎に順番に提供しているが、子供達が一番盛り上がる時間になっている。	12
A-1-(5)-② 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。	b	食物アレルギーに関してのマニュアルは策定されていないが、窒息事故等については救命救急講座の際に配布されたマニュアルを備えている。アレルギーのある子どもについては職員に周知し、配膳する場所に掲示し毎回確認する様に配慮している。アレルギーのある子どもの保護者とは個別に緊急時の対応を共有している。食に伴う事故に付いて、定期的に対応訓練を実施してい	13
A-1-(6) 安全と衛生の確保			
A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	b	子供達が帰宅した以降から翌日の登所時間前までの間に施設整備や遊具等の安全点検、整理整頓、清掃等を行っている。点検に付いては、チェックリストは準備されていない為、日々の点検は行われていない。事故発生時にどの様な対応をするのかと云った方針は策定されていない。保護者には緊急時の連絡先も確認しており、子どもの病気やケガ・事故の場合、場所・時間・内容・対応等に付いては記録される。	14
A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	b	施設や設備、子どもの生活環境の衛生に関して、点検項目・点検頻度・点検者を定めたチェックリスト等は準備されていない。児童支援員に付いての衛生管理は徹底している。	15
A-2 保護者・学校との連携			
A-2-(1) 保護者との連携			
A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	a	保護者が相談しやすい雰囲気作りに努めている。施設その物が保護者会が母体の運営であるので、施設の活動や行事(子ども祭りのお店屋さんごっこ等)に保護者が積極的に参加し、又、それは保護者同士の交流の場ともなっている。保護者からは放課後児童クラブで宿題は終る様、指導して欲しい旨、要望されている。	16
A-2-(2) 学校との連携			
A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	b	子どもの生活は学校との連続の中で放課後児童クラブがあるので、学校との情報交換や情報共有を日常的に図っている。又、毎日の子ども下校時刻や学校の行事等の予定に付いて、学校と情報交換し連携している。子どもや家庭の状況に変化や問題が生じた際には、連絡調整ができる関係を学校と構築している。尚、個人情報の保護や秘密の保持に付いて学校と取り決めてる様な内容は確認出来ない。	17
A-3 子どもの権利擁護			
A-3-(1) 子どもの権利擁護			
A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b	倫理綱領や虐待防止マニュアル・職場倫理研修・職員による子どもの権利侵害研修等には対応していない。イベント等では必ず子どもの意見を聞き、結論づける様、配慮し支援している。子どもに対し言葉が乱暴・声大きい支援員があり、萎縮してその日は行きたがらないとの保護者の意見あり(2件)。	18